

第3章 行動計画の体系

1 基本目標

行動計画の4つの基本理念に基づいて、計画目標「子育て、子育てをみんなが応援するまち ねりま」を実現するため、つぎの6つの基本目標を掲げて、総合的に施策を展開します。

(1) 子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します

すべての子どもは、次代を担う「宝」です。子どもが、豊かな人間性を形成しながら、自己を確立できるように、児童館、学童クラブをはじめとした居場所、遊び場、多様な経験機会の充実に努め、子ども自身が持っている「育つ力」を応援します。

子育てには、父親・母親その他の保護者が第一義的責任を有します。しかし、子育ては不安や負担を伴うものであり、保護者が孤立してしまうことがないよう、地域や行政が子育て家庭の「育てる力」を応援する必要があります。子育て支援についての情報提供、相談機能を充実するとともに、子育て家庭の交流促進、子育てを地域で支える仕組みづくりを推進します。また、多様な保育サービスの提供に努めます。

女性の社会進出がますます進んでいく中で、男女にかかわらず、子育てと仕事は二者択一ではなく、両立できることが当然でなければなりません。男性を含めたすべての人が、子育てと仕事のバランスのとれた働き方ができるような「働き方の見直し」や、子育て中の父母が働きやすい就業環境を推進するための意識改革と関係法制度の広報、啓発に努めます。

また、子育てと仕事の両立を支援するため、ファミリーサポートセンター事業や保育サービス、学童クラブ・児童館事業や放課後子どもプランの推進などの充実に努めます。

(2) 子どもと親の健康づくりを応援します

子どもと親の健康は、次世代を健やかに育てるための基盤となるものです。

疾病・障害の早期発見および養育の支援や健康相談、育児不安の解消に努め、子どもが生まれる前から継続した育児支援に努めます。

定期予防接種の推進や、安心して子どもを生み、育てる拠りどころとなる小児医療、周産期医療の充実に努めます。

小児救急医療体制については、今後も練馬区小児救急医療連絡会議を通じて関係機関の連携を進めていきます。ハイリスク妊婦や周産期の乳児の死亡や重症化を減らすために、地域の医療機関と連携協力し小児科医療・周産期医療の充実に努めていきます。

食習慣の乱れなどが、子どもの心と身体の健康問題を引き起こしていることから、食を通じた子どもの健全育成に努めます。

思春期の保健対策では、性や喫煙・薬物等の保健対策の充実に努め、子どもと親の健康づくりを、総合的に応援します。

(3) 子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します

次代を担う子どもたちの健やかな成長は、社会全体の願いです。子どもたちの学力の向上を図るとともに、豊かな心と健やかな身体を育み、個性を生かす学校教育、幼児教育の充実を図ります。

家庭教育は、教育の原点です。今、都市化の進展や核家族化、地域における地縁的つながりの希薄化などにより、家庭の教育力が低下しているといわれています。子どもは親子のふれあいの中で、共感する喜びや人と関わることの楽しさを学び、人に対する思いやりや信頼感、物事の善悪や社会的なマナーなどを身につけていきます。家庭の果たす役割や親の責任を再確認し、日常生活を通して家庭での「しつけ」を進め「あたたかな家庭づくり」をすることが重要です。区ではこのような視点から、子どもの発達段階に応じた家庭教育の支援に努めます。

また、都市化の進行などにより、以前と比べ、地域の教育力も弱まっているといわれています。子どもは地域で育つのであり、地域の教育力を高める必要があります。総合型地域スポーツクラブの育成やエコクラブ活動など様々な体験機会の提供により、地域のさまざまな人の協力をいただきながら、地域の教育力の向上に努めます。

(4) 子どもと子育て家庭を応援するまちづくりを進めます

安心して子どもを生み、育てるためには、良質な住宅や良好な居住環境の確保が必要です。若年ファミリー世帯やひとり親世帯に対し区営住宅の募集枠を確保していく等の施策を実施するとともに、公的な賃貸住宅の入居・募集などの住宅情報の提供に努めます。

子どもや乳幼児連れの親子が、安全に安心して通行できる道路環境を整備する必要があります。その他、駅や公共施設等におけるユニバーサルデザインの推進や子育て世帯が安心して利用できるトイレの設置など、快適なまちづくりを推進します。

また、子どもたちを交通事故から守るためには、歩道の整備や信号・標識の設置等ハード面の整備とともに、学校や地域における交通安全教育などのソフト面の対策を推進します。

子どもを狙った犯罪の防止については、警察や地域住民と協働し、犯罪等に関する情報提供や、防犯ボランティア活動などにより、犯罪から子どもたちを守る活動に努めます。

(5) 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援します

国際連合児童権利宣言では、「児童は、あらゆる放任、虐待及び搾取から保護されなければならない」としています。今、この人類共通の理念が、守られない状況も見受けられます。子ども家庭支援センターを中心とした関係機関が連携しながら、児童虐待の予防、早期発見・早期対応、問題解決のための支援を行い、子どもと保護者が健やかに暮らせるように努めます。

また、ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るためには、特に母子家庭においては、就労による自立の支援が必要です。ひとり親家庭の自立を促進するとともに、豊かな家庭生活のために、就労支援や生活支援、経済的支援など、総合的な支援に努めます。

障害児が身近な地域で、安心して生活できるようにすることが求められています。乳幼児期から学校卒業後まで、障害児の自立や社会参加に向けて、保健・医療・療育・教育・福祉などの関係機関が連携し、支援体制の充実を図ります。

また、発達に心配のある乳幼児をできるだけ早期に発見し、療養を行うために、関係機関の連携に努めます。また、現在心身障害者福祉センターで実施している相談機能・療育機能の拡充を図るために、（仮称）こども発達支援センターを整備し、発達や障害特性に対応できる相談・療育に努めます。

(6) 計画の着実な推進を図ります

子どもと子育て家庭の支援のためには、計画の着実な推進が求められます。

年度ごとの行動計画の実施状況については、行政評価制度を活用してその効果を評価し、区民に公表し意見を募集します。また、公募区民を交えた協議会を引き続き設置し、行動計画の実施状況の把握・点検にあたって意見を聴くとともに、将来の練馬区の子育て支援について意見をいただき、その実現に努めます。また、第三者評価や利用者（保護者）アンケートなど区民参加による評価を実施し、施策運営の改善に努め、計画の着実な推進を図ります。